

論点に対する回答

分野	家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化
省庁名	法務省
<p>論点 1 商事法務研究会「家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等 IT 化研究会」における議論の状況について</p> <p>家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等（以下、「家事・民事事件手続等」という。）のデジタル化については、商事法務研究会において議論がなされている。家事・民事事件手続等のデジタル化については、民事訴訟手続における議論の結果に影響を受ける部分が多い一方、手続によっては、その特性に応じた独自の規律が求められるものもあると考えられる。</p> <p>【論点 1-①】</p> <p>現在の議論の状況について、民事訴訟手続と異なる規律が必要と考えられる手続や、意見の対立がある論点を中心に、具体的にご説明願いたい。</p> <p>【回答 1-①】</p> <p>商事法務研究会の「家事事件手続、民事保全、執行、倒産手続等 IT 化研究会」において、家事・民事事件手続等について、民事訴訟手続と異なる規律が必要と考えられる手続や意見の対立がある論点としては、例えば、次のような点について議論がなされている。</p> <p>1 インターネットを用いてする申立て等によらなければならない場合</p> <p>民事訴訟において、委任を受けた訴訟代理人があるときはインターネットを用いた申立て等をしなければならないとする案（【乙案】）がとられた場合であっても、民事執行事件や会社非訟事件等においては金融機関、株式会社などインターネットを用いてする申立て等によらなければならない者の範囲を更に広げるべきであるという意見が出されている。</p> <p>また、民事訴訟において、やむを得ない理由がない限りインターネットを用いて申立て等をする（書面を用いた申立て等をする）ことはできないことを原則とする案（【甲案】）がとられた場合であっても、手続ごとの利用者の特性等に考慮する必要があるとして、特に人事訴訟事件、家事事件においてこの案を採用することに懸念を示す意見が出されている。</p> <p>さらに、当事者以外の者が裁判所に文書を提出する場合について、イン</p>	

ターネットを用いて提出をしなければならないとする旨の規律を設けるかどうかについても議論がなされている（例えば、民事執行における第三債務者の陳述書、破産手続における債権届出（回答1－④参照）、破産管財人や株主総会の招集手続等に関する検査役といった裁判所が選任した者が裁判所に提出する文書など）。

2 記録の電子化

民事訴訟のIT化においては、訴訟記録を全て電子化するとの議論がされているが、家事・民事事件手続等においては、当事者等がインターネットを利用して記録にアクセスするニーズが乏しいと思われる一定の事件類型、例えば、民事執行事件では債権執行で空振りに終わった事案や、民事保全事件では債務者が関与することなく発令までの手続がされる仮差押えや係争物に関する仮処分事件、破産事件では同時廃止事件、家事事件では子の氏の変更の許可申立てなどの単発的な申請・許可型の事件などについては、事件記録を電子化しないとの意見、当事者が書面で申立て等をした場合には事件記録を電子化しないとの意見、申立書や添付書類は電子化しないものの裁判所が作成する裁判書は電子データによって作成して当事者等においてインターネットを利用してアクセスすることができるようにするとの意見も出されている。

3 期日におけるウェブ会議等の活用等

基本的には民事訴訟のIT化における議論を踏まえた議論がされているほか、民事執行における売却許可決定期日及び配当期日、破産手続における債権者集会、離婚事件等における調停等の期日についても、ウェブ会議等を活用することが議論されている。

4 記録の閲覧

民事訴訟のIT化においては、電子化された訴訟記録について、当事者はインターネットを利用していつでも裁判所のサーバにアクセスして閲覧・ダウンロードを可能とすることが議論されているが、民事事件手続においては、随時閲覧可能とする事件関係者の範囲をどのように考えるのが議論されている。例えば、破産事件における破産管財人等については認めることに賛成の意見が多いが、民事執行事件における差押債権者以外の債権者、破産事件における破産債権者については意見が分かれている。

また、家事事件では、現行法においても、子の利益を保護したり、DV被害等の事案に対応したりする必要等もあり、当事者であっても、裁判所の許可がない限り、記録の閲覧等を行うことができないとされていることか

ら、民事訴訟と同様の仕組みを設けることはできないとの意見が多いが、例外を設ける必要があるかどうかが議論されている。

5 民事執行における債務名義・執行文に関する手続のIT化

民事訴訟のIT化において判決や和解調書など裁判所が作成する債務名義を電子データで作成するとの議論がされていることを踏まえ、民事執行制度を見直し、判決や和解に基づき民事執行手続を申し立てる場面を念頭に、現行法で民事執行の申立人に求められる判決書正本等の提出を不要として、民事執行を担当する裁判所が判決や和解をした裁判所の管理する判決内容や和解内容を確認する制度について議論がされている。また、この議論に関連して、単純執行文（民事執行法第26条）を廃止することの是非等についても議論がされている。

【論点1-②】

例えば、家事事件手続について、調停委員の日程や調停室の確保ができず、調停期日の日程が立てにくいとの声がある。ウェブ会議の効果を最大限発揮するためにも、調停委員が調停室で期日に臨むのではなく、自宅等からウェブ会議で期日に臨めるようにすることも検討すべきではないか。

【回答1-②】

家事調停委員が自宅等からウェブ会議で期日に臨めるようにすることは、調停委員の裁判所への出頭に要する時間を不要として期日指定をやすくするなどのメリットがあると考えられる。他方で、家事調停委員は、裁判官とともに調停委員会を組織し、調停手続を進めていくために必要となる種々の権限を行使する立場にあり（家事事件手続法第248条第1項、第260条第1項）、適時に円滑に調停委員会の意思決定を可能とする環境を整備する必要があること、家事調停委員が当事者から紛争の背景に関する事情も含めて丁寧に話を聞いて当事者間の調整を図っており、当事者においても調停委員に対面で直接話を聞いてほしいとの意見があると考えられる（民事訴訟のIT化においても、ウェブ会議等における期日を実施するとしても現実に出頭して裁判官と現に会って手続を希望する者の出頭を拒むことはないようにすべきとの意見が出されている。）ことなどから慎重な検討を要すると考えられ、今後試行される家事調停のウェブ実施や、民事訴訟のウェブ会議等の期日の実施状況を踏まえつつ、家事事件手続の利用者目線で使いやすい制度となるように議論を進めてまいりたい。

【論点 1－③】

例えば、民事執行手続について、債権の差押えがなされた場合に、第三債務者となる金融機関に対しては、原則システム送達を利用することとしてはどうか。

【回答 1－③】

商事法務研究会の「家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等 IT 化研究会」においては、民事執行手続においてもシステム送達の規律を導入する方向で議論がなされている。

その議論において、第三債務者に対する差押命令の送達に関しては、民事訴訟の IT 化において議論されているシステム送達の制度をそのまま導入した場合には、送達を受ける第三債務者の行為により差押えの効力発生時が左右されるおそれがあり（現行法下の議論では、第三債務者が差押命令を表示したりダウンロードしたりした時に送達の効力が発生し、その時点が差押の効力発生時となる。）、公平性を確保することができないのではないか、また、金融機関の担当者の誰かが差押命令の表示やダウンロードをすると、その時点から債務者への弁済を止めなければならないこととなり金融機関の負担が現行法よりも大きくなるのではないかなどの問題点が指摘されている。上記の研究会には、金融機関は参加しておらず、金融機関のニーズの実情を実際に聴取した上で引き続き検討すべきであるとの意見も出されており、今後、幅広い御意見を聞きながら検討を進めてまいりたい。

【論点 1－④】

例えば、倒産手続について、特有の制度である債権届出は、多数の債権の計算が容易に可能となるなどオンライン化によるメリットを大きく享受できる手続といえる。特に、届出債権者が数万人を超えるような大型倒産事件では、書面による債権届出が混在すると非効率となる。そのため、債権届出については、インターネットを利用することができない人へのサポートやそうした人にとっても利用しやすいシステムとすることを前提に、原則としてインターネットを用いて行わなければならないこととしてはどうか。

【回答 1－④】

商事法務研究会の「家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等 IT 化

研究会」においては、破産手続における債権届出について、インターネットを用いて行わなければならないこととすることが望ましいとする意見が出されたが、他方で、一般の個人が債権届出をする場面があることから慎重な意見も出された。

引き続き、破産手続の利用者の意見を踏まえつつ、多角的な観点から議論を進めてまいりたい。

論点2 システム整備について

裁判所のシステムについては、最高裁判所において整備されることとなるが、従来の紙や対面の手続をそのままオンライン化するだけでは不十分であり、国民目線で利用しやすいものとし、かつ、個別の手続だけでなく、一連の手続を通してデジタル化する必要がある。特に、倒産手続における債権届出は、多数の債権者から債権額等のデータを届け出てもらうものであり、届出内容をデータとしてそのまま活用できることが重要となる。

また、裁判時の登記など公開情報などの入手や裁判所以後の手続（行政機関において判決等に関する情報を活用する手続）につなげるための情報連携についても検討するべき。

これらのためには、検討段階から利用者の声を集め、ベンダーやデジタル庁との連携を強化するとともに、運用開始後の継続的な改善・多段階でのリリースについても考えておく必要がある。

法務省においては、司法府における自律的判断を尊重しつつ、こうした観点から取り組むべきではないか。

【回答2】

裁判所においては、利用者が利用しやすく、かつ、効率的な事務の遂行を可能とするシステムの構築を目指して、専門業者の知見を得てデジタル化の全体計画策定や要件定義を進めており、その過程において、開発に関心のあるベンダーやデジタル庁との連携も密にしていると承知している。なお、ご指摘の点のうち、裁判所と他機関との情報連携については、その必要性・有用性は認められるものの、システム間連携における技術上の問題のほか、個人情報保護やセキュリティの確保等、解決すべき様々な課題があり、法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会でもこうした点が指摘されている。

システムの開発は、現時点では詳細が決まっていないところと承知しているが、法務省としては、御指摘の点も踏まえた上で、司法府における自律的判断を尊重しつつ、裁判所において利用者の声を踏まえた利用しやすいシス

テムを構築できるよう、環境の整備等、必要な取組を進めてまいりたい。

論点3 今後のスケジュールについて

民事訴訟手続のデジタル化については、令和4年の通常国会への法案提出に向けて議論が進められており、家事・民事事件手続等のデジタル化についても、早期に結論を得て国会に法案を提出するべきである。

【論点3-①】

家事・民事事件手続等のうち、民事訴訟手続のデジタル化のための改正法案に盛り込むことができる事項があるのではないか。例えば、家事事件手続におけるインターネットを用いてする申立て等の導入、期日におけるウェブ会議の活用などに関する改正については、民事訴訟手続のデジタル化のための改正法案に盛り込めるのではないか。

【回答3-①】

民事訴訟のIT化については令和4年に改正法案の提出を予定しているが、家事・民事事件手続等については、民事訴訟の成案の内容を踏まえて、幅広くご意見をうかがった上で、議論をすべきとの意見も強く、別途検討する必要があると考えている。家事事件手続においてインターネットを用いてする申立てを義務付けるかどうかは、その前提となる記録の電子化や、記録の閲覧等の仕組みにつき議論を尽くす必要があるため、今回の改正案の中でこれを盛り込むことは難しいと考えている。

もっとも、家事事件におけるウェブ会議の活用などについて、利用者の利便性等の観点から、その実施状況なども踏まえ、今回の改正法案の中に、盛り込むことができるものがないのかについては、引き続き検討をする必要があると考えられる。

【論点3-②】

商事法務研究会の「家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等IT化研究会」の取りまとめ時期、法制審議会における議論の取りまとめ時期、国会への改正法案の提出時期について、ご説明願いたい。

遅くとも令和5年の通常国会には改正法案を提出するべきではないか。

【回答3-②】

商事法務研究会が実施している「家事事件手続及び民事保全、執行、倒産

手続等 IT 化研究会」の取りまとめ時期については、現在の議論状況からすると、年内にも、とりまとめがされると思われる。

もっとも、この研究会は、法律実務家を中心として論点を整理するものであるため、今後の立法化においては、企業や、金融機関、労働者、消費者等の立場からのご意見を伺いながら検討を進める必要がある。

法制審議会に諮問するか否かも含め、検討するに当たっての具体的な仕組みは、研究会の取りまとめの内容を踏まえつつ、今後検討をしていく予定である。

国会への改正法案の提出時期については、今後の意見や議論状況によることが多く、現時点で、お答えすることは困難ではあるが、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等の IT 化に関する検討について、令和 4 年度中に一定の結論を得ることとされていることを踏まえ、改正法案の提出に必要とされる検討を着実に進め、充実した議論を経た上で早期に改正法案を提出することができるよう、尽力してまいりたい。

【論点 3－③】

「司法のデジタル化」として一元的に進めるため、家事・民事事件手続等のデジタル化に関する法改正が民事訴訟法の改正から遅れたとしても、改正法の施行時期は合わせるべきではないか。

【回答 3－③】

家事・民事事件手続等のデジタル化についても、基本的には、e 提出及び e 事件管理を実現することは民事訴訟と同様であるが、二当事者対立構造にない事件類型も多く、当事者以外にも多様な手続関与者（第三債務者や調停委員等）も見込まれるなど、民事訴訟とは手続の流れが異なり、また、民事訴訟に比して、手続代理人の選任率が低い手続類型も多いため、これに対応する必要がある。

このように、IT 化後の民事訴訟の運用状況を踏まえつつも、各種手続の特殊性に合わせた準備を進める必要があるため、民事訴訟法のデジタル化に係る改正法の施行時期よりも更に時間を要すると考えられる。